

相続定期預金

(2026 年 10 月 1 日現在)

1. 商品名	相続定期預金
2. ご利用いただける方	相続手続き完了後 1 年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 ＊相続手続き完了（遺産分割協議の終了等）の判定は相続手続き完了日（相続預金の口座入金日、名義変更日等）から計算いたします。 ＊他金融機関で相続手続きを行い取得した資金も対象となります。 ＊相続定期預金のご契約には、後記 4. の書類が必要となります。
3. 期間	【定型方式】 ・単利型：1 年、3 年、5 年 ・複利型：3 年、5 年 ＊満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口を除きます）、現金払いのお取り扱いができます。
4. 必要書類	ご本人様確認資料・お届け印のほか、①と②の内容が確認できる資料をお持ちください。 ＊なお、当金庫で相続手続きをされた方は、以下の書類は不要です。 ①金融機関での相続手続き完了時期 ・被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し ②お預け入れされる方が相続人または受遺者であること ・戸籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの）の写し ＊マイナンバー確認書類（個人番号カードまたは通知カード）が必要な場合がございます。
5. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1 円以上（大口定期預金は 1 千万円以上）
(3) お預け入れ単位	1 円単位
6. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
7. 利息	

(1) 適用金利	・お預け入れ時のスーパー定期または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示金利にそれぞれ期間に応じて当金庫所定の上乗せ金利をプラスして満期時まで適用します。 ・付利方式はお預け入れ金額および期間に応じて以下のとおりです。 <table><tr><th>お預け入れ金額</th><th>お預け入れ期間</th><th>受入商品（付利方式）</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000 万円未満</td><td>1 年</td><td>スーパー定期（単利型）</td></tr><tr><td>3 年、5 年</td><td>スーパー定期（複利型）</td></tr><tr><td>1,000 万円以上</td><td>1 年、3 年、5 年</td><td>大口定期預金（単利型）</td></tr></table> ・金利上乗せ幅は当初お預け入れ期間のみの適用となります。自動継続後の金利は自動継続した日における店頭表示金利となり、金利上乗せは適用されません。金利上乗せ幅等は、金利情勢により見直す場合があります。	お預け入れ金額	お預け入れ期間	受入商品（付利方式）	1,000 万円未満	1 年	スーパー定期（単利型）	3 年、5 年	スーパー定期（複利型）	1,000 万円以上	1 年、3 年、5 年	大口定期預金（単利型）
お預け入れ金額	お預け入れ期間	受入商品（付利方式）										
1,000 万円未満	1 年	スーパー定期（単利型）										
	3 年、5 年	スーパー定期（複利型）										
1,000 万円以上	1 年、3 年、5 年	大口定期預金（単利型）										
(2) 利払い方法	【単利型】 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。 ・預入期間 2 年以上のものは 1 年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 ・中間利払時の利率・・・約定利率×70%（小数点第 4 位以下切り捨て） ・中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 【複利型】 ・半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。											
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。											
8. 税金	・ 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。											
9. 手数料	—											
10. 付加できる特約条項	以下のお取り扱いができます。											
当座貸越	・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。											
11. 満期日前解約（中途解約）	・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小											

の取り扱い	数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額は解約元金から控除いたします。 【預入期間：1年もの】 <table border="1" data-bbox="598 414 1444 548"> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> </table> 【預入期間：3年もの】 <table border="1" data-bbox="598 593 1444 795"> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>1年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table> 【預入期間5年もの】 <table border="1" data-bbox="598 840 1444 1030"> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr> <tr> <td>1年6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr> <tr> <td>1年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	2年以上3年未満	約定利率×70%	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率	1年6か月以上3年未満	約定利率×20%	3年以上4年未満	約定利率×40%	4年以上5年未満	約定利率×70%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率																										
6か月以上1年未満	約定利率×50%																										
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
1年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率																										
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%																										
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%																										
2年以上3年未満	約定利率×70%																										
中途解約日までの預入期間	中途解約利率																										
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率																										
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%																										
3年以上4年未満	約定利率×40%																										
4年以上5年未満	約定利率×70%																										
12. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。																										
13. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。																										
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫 お客さま相談センター】0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp																										
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護																										

	士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
16. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。

四国労働金庫